

三重県営サンアリーナ自動販売機設置事業 契約書（案）

株式会社スコルチャ三重（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が管理する三重県営サンアリーナの建物又は敷地内（以下、「管理物件」という。）に乙の管理する自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置及び管理に関して、次の通り契約を締結する。

（設置場所）

第1条 乙は、自販機を甲の指定した場所に設置するものとする。

（設置期間）

第2条 設置期間は、令和8年（2026年）4月1日 から 令和13年（2031年）3月31日までとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、第2条の設置期間と同一とする。

（契約更新）

第4条 前条に定める設置期間満了時において、本契約の更新又は期間の延長は行わないものとする。

（費用負担）

第5条 自販機の設置及び管理に係る費用については、次の通りとする。

- （1）自販機の設置、移転及び撤去に関する費用
全額、乙が負担するものとする。
- （2）自販機の運転に関する費用
全額、乙が負担するものとし、光熱水費は、別添の「仕様書」の7に定められた方法にて精算を行うものとする。

（専用子メーター）

第6条 乙は本契約に基づき設置した自販機に電気（一部水道もあり）の使用量を計る専用子メーターを乙の費用負担にて設置するものとする。

（維持管理）

第7条 乙は別添の「仕様書」の8に定められた維持管理責任を遵守するものとする。

(売上手数料)

第8条 乙は、自販機の毎月の売上合計額に対し、〇〇.〇パーセントの売上手数料率を乗じた額を、売上手数料として、甲の指定する金融機関の口座へ翌月25日迄に全額納入することとする。

尚、売上手数料の計算方法、納入方法及び報告方法等は、別添の「仕様書」の7に定められたとおりとする。

(延滞金)

第9条 乙は、前条に基づき、甲が定める納付期限までに売上手数料を納入しなかったときは、期限の翌日から納入した日までの日数に応じて、売上手数料に年14.5%の割合を乗じて得た金額を甲に支払わなくてはならない。但し、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(瑕疵担保)

第10条 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。

2 乙は、甲の責に帰することができない理由により商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、乙の負担により回復しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、自販機の設置に関する権利を第三者に移譲又は転貸してはならない。

2 乙は、管理物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第12条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、予め詳細な理由を付した書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

2 甲は、乙から前項の申請があったときは、遅延なく精査し、その申請に対する回答を乙に対して書面で行うものとする。

(保全義務等)

第13条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって自販機の維持保全に努めなければならない。

2 甲は、自販機の保全義務を負わないものとし、自販機について維持、保存、改良その他の行為をするために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、自販機の設置について安全確保に努めることとし、甲及び第三者に生命・身体・財産上の損害を生じさせたときは、その損害を賠償するものとする。

(事故の通知)

第14条 乙は、自販機の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(使用上の損傷等)

第15条 乙は、その責に帰すべき理由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合には、甲が要求するときは、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(自主事業への協賛)

第16条 乙は、別添の仕様書の9に定められた自主事業協賛金を甲からの請求書に基づき、毎年5月末までに甲の指定する金融機関の口座に納入しなければならない。尚、納入に係る振込手数料は乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、本契約に基づく業務において個人情報を取り扱う場合は、乙の責任において適切に取り扱いしなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 乙は、この契約の履行に関して知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了した後も同様とする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲において、公用、公共若しくは公益事業の用に供するために管理物件を必要とするとき、又は管理物件が廃止されるときは、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、本契約の履行を怠ったとき
 - (2) この契約の履行について、不正な行為があったとき
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき
 - (4) 破産・特別清算・民事再生・会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき
 - (5) 故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき

(6) 乙及び乙の役員等が次のいずれかに該当するとき

- ア 暴力団、暴力団関係企業もしくはこれに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）と認められるとき。
- イ 反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- ウ 反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与したと認められるとき。
- エ 反社会的勢力と関係を有していると認められるとき。

(7) 第18条の規定に違反したとき

(8) その他、各号と同様と認められる解除事由があるとき

(原状回復)

第20条 乙は、第2条に定める設置期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、乙の負担にて管理物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。但し、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りでない。

(有益費等の請求権放棄)

第21条 乙は、第2条に定める設置期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、自販機及び管理物件に投じた改良費等の有益費並びに修繕費、その他の費用があっても、甲にこれを請求できないものとする。

(販売情報の取り扱い)

第22条 乙は、甲が乙の自販機における売上金額及び売上本数等の販売実績を三重県に報告することに異議を申し立てることができないものとする。また、三重県の指示する行為を履行するためにその情報を公開することについても、同様に異議を申し立てることができないものとする。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第24条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

乙 所在地
名 称
代表者

■自動販売機の設置場所・売上手数料率

設置場所	設置面積	設置台数	種別（販売商品）	売上手数料率
		○台	清涼飲料水及び乳製品	○○. ○%

■自主事業協賛金

設置場所	種別（販売商品）	協賛金額（年額）
	缶又はペットボトル	円
		円
		円
合 計		円

三重県営サンアリーナ 自動販売機設置事業者事業仕様書

株式会社スコルチャ三重（以下、「甲」という。）が三重県から指定管理者として指定を受けた三重県営サンアリーナにおいて、自動販売機の設置に関する仕様については次に定める。

1 設置場所及び台数並びに設置面積

別添、「自動販売機設置物件一覧」及び「自動販売機設置場所」、「自動販売機設置場所平面図」を参照

2 設置期間

令和8年（2026年）4月1日 から 令和13年（2031年）3月31日
（5年間、更新なし）

3 販売物品

自動販売機で販売する商品は、次のいずれかとする。

- (1) 清涼飲料水及び乳製品
 - ・缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器入り製品
 - ・カップ式の製品（一部施設のみ・台数制限あり）

4 販売禁止商品

施設の運営管理及び維持管理の観点等から、次の商品の販売は禁止します。

- (1) ガラス瓶商品
- (2) 酒類（ノンアルコール類を含む）
- (3) 青少年の健全育成などの観点から公の施設にふさわしくない商品

5 自動販売機の仕様

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機種であること
- (2) 硬貨並びに1000円紙幣が使用できる機種であること
- (3) 偽造硬貨または偽造紙幣の使用による犯罪防止に十分配慮した機種であること
- (4) 屋内であっても、堅牢で犯罪防止に十分配慮した機種であること
- (5) 転倒防止の対策を講じることのできる機種であること。尚、転倒防止用の補助板の取付位置については、施設と協議のこと

6 売上手数料率

別添、「自動販売機設置物件一覧」のとおり

7 設置条件

(1) 売上手数料

ア 売上手数料は、次の計算式で得たDの額とする。

A：消費税及び地方消費税（※1）を除いた毎月の売上合計額。但し、小数第一位を四捨五入するものとする。

B：売上手数料率

C：AにBを乗じて得た額。但し、小数第一位を四捨五入するものとする。

D：Cに消費税及び地方消費税（※2）を加算した額

尚、落札者の会計システムの都合上、当計算式による売上手数料の算出が困難な場合に限り、Dの金額を下回らないことを条件に他の計算式による売上手数料の算出を認める。この場合、予め甲に計算式の提示を書面で行い承諾を得ること。

（※1）本入札時においては、軽減税率8%が適用される

（※2）本入札時においては、10%が適用される。

尚、適用税率については、今後法改正がされた場合は、それに準ずるものとする。

イ 売上手数料は、翌月の25日（この日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする）までに、甲の指定する金融機関の口座に全額納入すること。

ウ 売上手数料の納入に係る振込手数料は落札者の負担とする。

エ 各月ごとの販売本数・売上合計額がわかる明細書を、翌月の15日（この日が土日祝日の場合はその翌日とする）までに書面で甲に報告すること。

(2) 設置及び運営に係る費用

ア 自動販売機の設置、移転及び撤去に関する一切の費用は落札者の負担とする。

尚、自動販売機の設置時期は、落札後に施設と十分協議し、施設の運営に支障が出ないように留意すること。また、工事が必要な場合は、施設の指示に従うこと。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額落札者の負担とする。尚、電気使用量又は水道使用量を計測する為の計量機器（専用子メーター）をそれぞれの自動販売機に落札者の費用にて設置し、その始期の数値は使用量を計測するために必要となるので、必ず施設職員立会いのもと確認を得ること。

尚、一部物件に限り、落札者が直接電力事業者と契約の上、電力を確保する自動販売機がある。具体的には、「自動販売機設置物件一覧」の特記事項参照。

ウ 光熱水費は、半年に一度、イにより設置された計量機器（専用子メーター）の値に基づき、甲から送付される請求書にて精算を行うものとする。精算時の振込手数料は落札者の負担とする。

尚、精算単価及び金額、計算式等は、次のとおりとする。

電気使用料：使用電力量（kWh）×20円（税込み）

水道使用料：半年間の使用水量が10m³以下の場合、1,834円（税込み）とし、10m³を超える場合は、1m³あたり69円を加算し、超える水量が1m³未満の場合は、加算しないものとする。

8 維持管理責任

落札者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 賞味期限に十分注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 施設の行事予定を常に把握し、売切れや釣銭切れが生じないようにし、特に大きな大会開催前や期間中、大会終了後の商品及び釣銭の補充を適切に行うこと。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、落札者の責任において対応すること。
- (5) 自動販売機に併設して、販売する品目の容器・包装等に応じた使用済み容器・包装等の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃等を行うこと。
- (6) 商品の搬入・廃棄物の搬出等については、施設の指示に従うこと。
- (7) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、転倒防止装置等により安全対策を適切に行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

9 自主事業への協賛

落札者は、契約期間中は甲の自主事業（年間30件以上を予定）の実施協力者となり、自動販売機設置台数及び種類別に応じた自主事業協賛金を納入するものとする。

尚、甲は館内に本件の広告掲示を行うとともに制作するパンフレット等に落札者の社名広告を行う。

ア 自主事業協賛金

種別	商品形態	協賛金額（年額：税込み）
清涼飲料水及び乳製品	缶又はペットボトル	15,000 円／1 台あたり
清涼飲料水及び乳製品	カップ又は紙パック	10,000 円／1 台あたり

* 設置台数が複数の場合はそれぞれの協賛金額を加算した金額とする。

イ 納付方法及び納付時期

甲からの請求書に基づき、毎年5月末までに甲の指定する金融機関の口座に納入すること。尚、納入に係る振込手数料は落札者の負担とする。

10 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックス含む）のカタログを提出すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に移譲又は転貸しないこと。
- (3) 落札者は、可能な限りユニバーサルデザイン機、電子マネー対応機の導入に努めること。尚、「自動販売機設置物件一覧」の特記事項に機種指定がある場合は必ず指定された機種を設置すること。
- (4) 自動販売機の破損・盗難
 - ア 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。
 - イ 商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、落札者の負担により速やかに回復しなければならない。
- (5) 一部の大会やイベント等において、スポンサー契約の関係上又は設え、客導線の関係上、大会やイベント開催期間（準備期間を含む）中に販売不可の場合があり、この場合、当該自動販売機の落札者に事前に通知したうえで、機器の利用不可（販売停止等）の張り紙等を施設または大会等の主催者が貼付けすることを承諾できること。
- (6) アリーナSHOPにおける併売等
甲は施設利用者の利便性向上の為、管理事務所内においてアリーナSHOPの運営を行っており、同SHOP内で自動販売機と同じ商品又は類似商品の販売を行うことがあるが、これに対して落札者は、異議等を一切申し立てないこと。
- (7) 落札者は、自動販売機の設置について安全確保に努めることとし、甲及び第三者に生命・身体・財産上の損害を生じさせたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。尚、原状回復に係る費用は全て落札者の負担とする。
- (9) 大規模災害時の商品無償提供
「自動販売機設置物件一覧」の特記事項で「ライフラインベンダー（災害救援自

動販売機)」機種の指定を受けた自動販売機は、大規模災害が発生し、施設利用者が施設に留まることを余儀なくされた場合、商品の無償提供をするものとする。

1.1 特記事項

(1) 新型コロナウイルス感染症等に伴う臨時措置等

新型コロナウイルス感染症等、施設の通常運営に支障のある疫病等が生じた場合、甲は施設利用者の安全を確保する為、施設の臨時休館を行うことがある。また甲は、施設利用者が著しく少ない場合、施設の運営管理上、自動販売機の運転を制限（休止）する措置を落札者に指示することがある。落札者は、甲から自動販売機の運転を制限（休止）するよう指示を受けた場合、これに従わなければならない。いずれの場合においても、落札者への営業補償は行われぬものとする。

(2) 施設改修等に伴う自動販売機に移動について

施設は、築30年を超えた為、今後、諸改修工事が行われる可能性があります。諸改修工事に伴い、自動販売機の移動が必要となった場合、移動に伴う費用は落札者の負担といたします。

(3) A駐車場の設置箇所変更について（予定）

2に記載された設置期間中にA駐車場の諸仕様変更を計画しております。諸仕様変更が実施された場合、次のとおりです。

- ア 自動販売機を施設が指定する場所へ移動すること。移動に伴う費用は落札者の負担とする（A駐車場区画内移動となります）。
- イ 設置面積が落札時から変更（縮小）する可能性があります。この場合、変更後の設置面積に合わせた自動販売機を設置すること。これに伴う費用は落札者の負担とする。
- ウ 移動後の電気は施設側が供給し、その使用料は、7の(2)に準ずることとする。